



「ブロック塀等撤去支援事業」の開始 ～お宅のブロック塀は大丈夫ですか～

亀山市は、本年4月から「ブロック塀等撤去支援事業」を開始します。

本事業は、公道沿いの危険なブロック塀等の撤去に伴う費用の一部を助成することで、撤去を促進し、地震発生時のブロック塀等の倒壊による人的被害を防ごうとするものです。

助成の対象となるブロック塀等については、住宅、店舗、工場及び更地に設置の公道に面する高さ1m以上のもので、「ひび割れや傾斜などがみられる危険な状態になったもの」、または、「現行の建築基準法に適合しないもの」であり、全部を撤去することを助成の条件としております。

一方、助成金額につきましては、「公道に面した側のブロック塀等の撤去費」と「延長1mあたり1万円で算出した額」のいずれか低い額の1/2で、上限を20万円としております。

また、事業期間は、平成33年度までの3年間を予定しており、平成31年度は200万円の予算を計上しております。

これまで本市は、近い将来の発生が危惧される大地震に備え、公共施設や木造住宅の耐震化の促進、緊急度が高い橋梁の耐震化などに順次取り組んでまいりました。このたびの撤去支援事業を通じて、市民の皆様の更なる安心、安全を確保するとともに、災害に強いまちづくりを進めてまいりと考えております。